

換価の猶予申請書

宮城県 涌谷町長 殿

地方税法第15条の6の規定により、以下のとおり換価の猶予を申請します。

申 請 者	住 所 所在地	本人：A氏 代理人：仙台市青葉区一番町一丁目17番24号 高裁前ビル3階 さとう法律事務所 電話番号：022-722-6435					申請年月日 令和元年7月29日		
	氏 名 称	A氏 代理人 弁護士 佐藤靖祥 印							
納 付 (納 入) す べ き 徴 收 金	個人番号又は法人番号		↓個人番号の記載にあたっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。						
	年度	税 目	課 稅 番 号	納 期 限	税 額	加 算 金	延 滞 金	滞 納 处 分 費	備 考
31	町県民税	431-00656769	令元・7・1	43,000 円	円	円	円		
31	町県民税	431-00656778	令元・9・2	43,000					
31	町県民税	431-00656787	令元・10・31	43,000					
31	町県民税	431-00656796	令元・12・25	43,000					
31	国民健康保険税		・・	530,900					
納付(納入)すべき徴収金のうち、 換価の猶予を受けようとする金額			702,900						
猶予該当事実の詳細		相続し不動産を売却したが、その大半を前夫に対する慰謝料として支払わざるをえなかつた。そのため、納税できる売却残代金が全くない。 申請者は、現在知人の仕事を手伝って、不定期に月数万円の収入を上げることがあるだけであり、その生活を、現在交際中の男性から工面してもらっている状況であり、納税できる経済状態ではない。かかる申請者の経済状況に鑑みれば、滞納処分を行う資産もなく、滞納処分を行えば生活を著しく窮屈させるものとして、本来であれば、滞納処分の停止（地方税法15条の7）がなされるべきであるが、申請者の真摯な納税意思により、交際中の男性からの資金援助にて換価の猶予を受けた上で分割納付したい。							
徴収金を一時に納付(納入)することができない事情の詳細		上記の通り、申請者は実質的に無職であり、たまに知人を手伝う程度の収入しかないので、納税できる収入がない。しかし、納税意思を有しており、交際中の男性からの資金援助での納付を申し出るなど、納税の誠実な意思を有している。売却代金を慰謝料の支払いに充てた点も、時間をおいて割賦が届く国民健康保険税や町県民税を認識できなかつただけであり、資産隠しの意思はない。							
納 付 (納 入) 計 画	年 月 日	納付(納入)金額	年 月 日	納付(納入)金額	年 月 日	納付(納入)金額			
	令和元.8.30	30,000 円	令和元.12.31	30,000 円	令和2.4.27	30,000 円			
	令和元.9.30	30,000 円	令和2.1.31	30,000 円	令和2.5.29	30,000 円			
	令和元.10.31	30,000 円	令和2.2.29	30,000 円	令和2.6.30	30,000 円			
	令和元.11.29	30,000 円	令和2.3.31	30,000 円	令和2.7.31	372,900 円			
猶 予 期 間		令和元年 7 月 1 日から 令和2年 7月 31 日まで 12 月間							
担 保	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は 提 供 で き な い 特 別 の 事 情	滞納額が100万円未満のため。						
添付する 書 類	<input checked="" type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input checked="" type="checkbox"/> 財産収支状況書 <input type="checkbox"/> 収支の明細書 <input type="checkbox"/> 担保関係書類								